

平成 13 年 1 月 18 日

企業会計基準委員会御中

新日本監査法人 代表社員 原田 恒敏 公認会計士

貴委員会より平成 13 年 12 月 21 日付けで公表された「企業会計基準公開草案第 1 号 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準(案)」、「企業会計基準適用指針公開草案第 1 号 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針(案)」及び「企業会計基準適用指針公開草案第 2 号 その他の資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理(案)」についてコメントを取りまとめましたので宜しくご査収方お願い申し上げます。

記

● 「企業会計基準公開草案第1号 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 (案)」資本金及び法定準備金の取崩の会計処理及び表示について

改正商法下で資本剰余金の取崩が認められましたが、本公開草案上は、会計上の払込資本と留保利益との区分を重視し、資本準備金の取崩額は、「その他の資本剰余金」として表示することとしています。

株式移転制度により設立された完全親会社の資本準備金には、完全子会社の留保利益相当額が含まれます。確かに完全親会社のみに着目した場合、資本準備金取崩額を利益剰余金として取り扱うことは払込資本と留保利益の混同となりますが、株式移転取引全体を俯瞰するならば、単なる組織変更により留保利益を払込資本として取り扱う処理もまた払込資本と留保利益の混同が生じているといえます。

適用指針公開草案2号5 にて、株式移転制度により新設された完全親会社の資本準備金に完全子会社の留保利益相当額が含まれている場合の設立初年度の配当は、配当の対象となった有価証券が配当受領者にとり売買目的有価証券以外の有価証券であっても利益認識できるものとして規定され、完全親会社の資本準備金取崩額中、完全子会社の留保利益相当額は、完全親会社にとっても会計的には留保利益的な性格を有しているとの判断が前提にあるのだと解釈できます。

実務的にも資本準備金取崩額の配当が、「当期未処分利益の処分」からされるのか、「その他の資本剰余金の処分」からされるのかは、企業の配当政策にも重要な影響を及ぼし、したがって、完全子会社の留保利益相当額までは資本剰余金ではなく利益剰余金として取り扱えるか否かは、企業の重大な関心事となると考えます。株式移転制度が機動的な事業再編を可能とし、我が国企業の競争力強化に資することが目的の一つであることを鑑みるに、同制度の利用の結果、企業の配当政策に不利益をもたらすのであってはならないと考えます。

以上より、適用指針公開草案2号5 の背景にある考え方との整合性からも完全親会社が、 資本準備金を取り崩した場合、完全子会社の留保利益相当額までは、資本剰余金ではなく、 利益剰余金として取り扱うことを容認すべきと考えます。

- 「企業会計基準適用指針公開草案第2号 その他の資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理(案)」
 - 5 '株式移転により新設された完全親会社の資本準備金に完全子会社の留保利益相当額が含まれている場合の設立初年度の配当'について

株式移転制度により完全親会社を設立した場合、完全親会社の資本勘定には完全子会社の留保利益相当額が含まれます。これは投資家にとり株式移転制度の利用による完全親会社の設立がなければ、配当受領時、当然に利益として計上できる配当金の原資であります。この視点に立てば、完全親会社が資本準備金を取崩、同取崩額を原資に株式移転時の完全子会社の留保利益相当額を限度として配当する限り、理論的には、配当を受けた株主は完全親会社設立初年度に限らず、利益認識できるものと考えます。会計基準設定上、画一的取扱を実現するために「設立初年度」に限定する趣旨は理解できますが、会社の配当政策を不当にゆがめることがない様、その配当が株式移転時の完全子会社の留保利益相当額を源泉とすると合理的に判断できる場合には、設立次年度以降であっても、配当を受けた株主が利益計上することを認めるべきものと考えます。

また、この規定は、株式移転により完全親会社の株主となった従来の完全子会社の株主への配当政策上の配慮も前提にあると理解しています。すなわち、株式移転前であれば、完全子会社となった会社の株主は、当該会社の決算を承認し、その利益処分により直ちに稼得した利益の分配を受けることが可能であるのに対し、完全親会社の設立により株主は、完全子会社の利益処分を受けた完全親会社の決算承認、利益処分を待たねばなりません。したがって、株主への利益の分配は従前に比して 1 期遅れることになるため、株式移転制度を利用する会社が実施するであろう配当政策に対する配慮であると解します。

そこで、まず、<u>設立初年度の配当</u>とは、<u>設立初年度中に実施される配当</u>を意味するのか、 <u>設立初年度中に完全子会社が計上した利益相当額を原資とする配当</u>を意味するのか定義を 適用指針上、明確にしていただくことが必要であると考えます。

また、商法上、中間配当は金銭の分配とされ、定時株主総会において計算書類が承認され、確定した利益の処分として株主に配当される利益配当とは区別されています。しかし、中間配当は実質的に配当としての性格を有しており、商法の中間配当可能限度額は、直前の決算書の配当可能利益に必要な修正を加えて計算されることから、計算上は過年度に計上した留保利益からの配当の後払の性格であり、営業年度の始めから中間配当の日までに生じた当期利益は中間配当の財源とすることができないとするのが、通説と理解しています。

「設立初年度の配当」が<u>設立初年度中に完全子会社が計上した利益相当額を原資とする配当</u>を意味するのであれば、中間配当の性格が前期留保利益からの配当の後払との見解が一般的であることに鑑み、公開草案上の<u>設立初年度の配当</u>には、設立次年度の中間配当も含まれることを適用指針上明確にすべきと考えます。

● 6'なお、資本準備金の取崩を決議した株主総会において、それを株主に分配する旨を 同時に決議した場合の分配を受けた株主の会計処理も、第 3 項から第 5 項と同様とす る。'について

平成 13 年 10 月改正商法により、超過法定準備金の取崩、同取崩額の配当可能利益への算入が可能となりました。資本準備金取崩の効力発生の時期につき、改正商法は明確に言及していませんが、取崩の要件をすべて具備した時、実務的には債権者保護手続の完了後に効力を発するとの解釈が一般的であると理解しております。そこで、資本準備金の取崩が効力を発し、株主が承認する決算書に反映されて始めて、取り崩された資本準備金が配当可能利益を構成するとの解釈が実務界にも多くあると理解しています。この解釈は、平成 13 年 10 月の改正商法で規定された自己株式の取得限度額の計算において、同限度額は直前の決算書に基づく配当可能利益に、同じ定時株主総会で取り崩された資本準備金の額を加わえた額とされ、同じ定時株主総会で取り崩された資本準備金の額を配当可能利益と区別していることとも整合するものと考えます。

しかし、本項の前提には、資本準備金の取崩を決議した株主総会において、同時にそれを 株主へ分配する旨の決議を行うことが商法上可能であるとの解釈が前提となっていると理解しております。 したがって、本項の前提として、資本準備金取崩と同取崩額を原資とした配当決議を同じ株主総会の中で決議しうる旨及び同「その他の資本剰余金」は中間配当の財源となりうる旨を実務の混乱を避けるためにも適用指針上、明確にする必要があると考えます。

以上